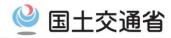
「訪日誘客支援空港」の公募要領(概要)



〇募集期間: ~4月21日(金)18:15必着

〇対象: 「訪日誘客支援空港」(以下、「支援空港」という。)は、空港毎に認定。

: 応募は当該空港が所在する都道府県及び空港ビル運営者を構成員に含む任意で設置された協議会等が行う。(市町村管理空港の場合は当該市町村も含む。)

〇対象空港: 羽田、成田、関西、中部、福岡、新千歳を除く空港 (※国管理・共用、地方管理、民間運営問わず)

〇認定件数: 全国15空港程度(※1ブロック2空港程度。バンドリング予定の空港はまとめて1空港とカウント)

〇認定方法:「訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会」の各委員が認定基準に基づき評価を行い、 当該評価等を踏まえ、認定。

〇決定及び通知: 決定後速やかに、国土交通省航空局のホームページにて公表。併せて、応募者へ通知。

〇検証: 目標・計画の達成度、支援の効果を計測し、PDCAによる検証を毎年度実施。

○留意事項: 本件の募集期間及び選定結果が確定するまでの間、応募者(予定を含む。)が、その手段の 如何に関わらず、懇談会委員に接触することを禁ずる。(選定過程で必要となる場合を除く。)

〇その他:「支援空港」への認定をもって、各支援措置の実施が決定されるものではない。(各支援措置については、「支援空港」への認定後、各支援措置ごとの補助要綱等が定める手続き、要件に照らし、決定される。)

: 「訪日誘客支援空港」制度は、2017年度から2020年度までの時限的な政策とする。